

# 宿 泊 約 款

## (適用範囲)

- 第1条 当会館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は慣習によるものとします。
- 2 当会館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

- 第2条 当会館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当会館に申出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - (4) その他当会館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当会館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当会館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当会館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 当会館は前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として予約金の支払を求めることがあります。
- 3 前項の予約金は、第6条の規定に該当する場合に同条の違約金として充当し、残額は返還いたします。

## (宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当会館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条同2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (8) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。

## (宿泊客の契約解除権)

- 第5条 宿泊客は、当会館に申出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当会館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当会館が予約金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げる

ところにより違約金を申し受けます。

- 3 当会館は、宿泊客が到着予定時刻の変更について何等の連絡をしないで宿泊日当日の午後9時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 4 前項の規定により宿泊の予約が解除されたものとみなした場合において、列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延、その他、宿泊客の責に帰さない事由によるものであることが証明されたときは違約金はいたしません。

## (当会館の契約解除権)

- 第6条 当会館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき又は同行をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。  
(東京都旅館業法施行条例第5条の規定に基づく。)
  - (7) ベット等での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当会館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 当会館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
- 3 当会館は、第1項の規定により宿泊契約を解除した場合は、受領した予約金は返還いたします。

## (宿泊の登録)

- 第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当会館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、団体名及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当会館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊助成券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

## (客室の使用時間)

- 第8条 宿泊客が当会館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌午前11時（チェックアウトタイム）までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当会館は、前項の規定にかかわらず、満室の場合を除き、チェックアウトタイム後の客室使用に応じることがあります。この場合には次に掲

げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過午後2時までは、室料金の30%
- (2) 超過午後4時までは、室料金の50%
- (3) 超過午後4時以降は、室料金の全額

#### (利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当会館内において、当会館が定めて会館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### (営業時間)

第10条 当会館の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスダイレクター等でご案内いたします。

- (1) フロント等サービス時間
    - ① 門限なし
    - ② フロント (含キャッシャー) : 24時間
  - (2) 飲食等 (施設) サービス時間
    - L F (B1 F) レストラン「ベルラン」
      - (朝食) 7:00 ~ 9:30 (ラストオーダー 9:15)
      - (昼食) 11:00 ~ 14:00
      - (喫茶) 14:00 ~ 17:00
      - (夕食) 17:00 ~ 22:00 (ラストオーダー 21:30)
    - 1 F ホテルショップ 8:00 ~ 18:00
    - 7 F 和食処「さいかち」
      - (昼食) 11:30 ~ 14:30
      - (夕食) 17:00 ~ 22:00 (ラストオーダー 21:30)
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

#### (料金の支払い)

- 第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当会館が認めた旅行小切手、宿泊助成券、クレジットカード等により、宿泊客の出発の際又は当会館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
  - 3 当会館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、基本宿泊料金及びこれにかかる税金は申し受けます。

#### (宿泊の責任)

- 第12条 当会館の宿泊に関する責任は、宿泊客が当会館のフロントにおいて宿泊の登録を行った時又は、客室に入った後のいずれか早い時に始まり、宿泊客が出發するため客室をあけた時に終わります。
- 2 当会館の責任に帰すべき事由により宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の事由により困難な場合を除き、その宿泊客に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。

#### (寄託物等の取扱い)

- 第13条 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当会館は、その損害を賠償します。ただし、お預けになった物品が現金または貴重品である場合、宿泊客がその種類及び価額の申告を行わなかったときは、当会館は15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当会館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当会館の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当会館は、その損害を賠償いたします。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当会館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当会館はその損害を賠償します。

#### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第14条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当会館に到着した場合は、その到着前に当会館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当会館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当会館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品に限り、発見日を含めて7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。
  - 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当会館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### (駐車場の責任)

第15条 宿泊客が当会館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当会館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当会館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### (宿泊客の責任)

第16条 宿泊客の故意又は過失により当会館が損害を被ったときは、当該宿泊者は当会館に対し、その損害を賠償していただきます。

#### 別表第1

宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内 訳	料金の精算
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料 (室料) ②サービス料 (①×10%) ③消費税	消費税 (①+②) × 8%
	追加料金	④飲食料及びその他の利用料金 ⑤サービス料 (④×10%) ⑥消費税	消費税 (④+⑤) × 8%

#### 備 考

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

(注) 平成14年10月1日の宿泊から、宿泊料及びサービス料の合計が10,000円を超える場合は、宿泊税を課税させていただきます。

#### 別表第2

違約金 (第5条2項関係)

個 人	前 日	20%
	当 日	80%
	不 泊 (連絡なく宿泊しないとき)	100%
団 体 (10名以上)	14日前	1名 500円
	7日前	1名 1,000円
	前 日	1名 50%
	当 日	1名 80%
	不 泊 (連絡なく宿泊しないとき)	100%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 団体客(10名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の8日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数がでた場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいたしません。

3. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を取受します。